

書面による理事会決議の議事録

1. 決議事項を提案した理事の氏名

・代表理事 古城 資久

2. 理事会の決議があったとみなされた事項の内容

第1号議案：JPA原告の損害賠償等請求事件について

██████████に対する損害賠償等請求事件について、経済的合理性から控訴しないこと。

第2号議案：決算書の貸付金及び未払金の処理について

第1号議案に関連する決算書の貸付金及び未払金について、判決確定時に損金処理等を行うこと。

第3号議案：アスリート委員長阿久津貴史氏の任命

アスリート委員会規程第5条に基づき、阿久津貴史氏を委員長に任命すること。

第4号議案：正会員原告の社員総会決議取消請求事件について

██████████の控訴審は引き続き吉村耕介弁護士に委任すること。

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

・令和3年7月2日付けで提案された、第1号議案から第4号議案の承認について、理事の全員が同意の意思表示をし、監事が異議を述べなかったため原案のとおり承認された。

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

・専務理事 三浦 重則

令和3年7月2日、代表理事（会長）古城資久が、理事及び監事の全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和3年7月7日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、また監事から書面により異議がない旨の意思表示を得たため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第30条第2項の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったため、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和3年7月7日

公益社団法人 日本パワーリフティング協会

代表理事 古城 資久



議事録作成者 専務理事 三浦 重則

